

議案第9号

養父市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員定数条例の一部を改正する条例

養父市職員定数条例（平成16年養父市条例第33号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>250人</u> (2)～(5) (略) (6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>25人</u> (7) (略) 2 (略)	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>205人</u> (2)～(5) (略) (6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>70人</u> (7) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。